

市立保育所・認定こども園 警報等発表時の保育受入れ判断の目安

H30. 9. 14 姫路市こども保育課

1 警報・特別警報発表時

(1) 『警報』

→ 保育を実施する。

※ 従来どおり、家庭保育への任意の協力を促す。

※ 津波警報下で「津波による浸水・水没地域内」にある施設では、保育を実施しない。

(2) 『特別警報』

→ 次の要件を満たす児童に限り、保育を実施する（以下「非常時保育」という。）

【要件】

- ・保護者に児童を保護できないやむを得ない事情（当日、災害対応、ライフラインの維持に係わる仕事に従事しなければならない等）があること。
- ・当該児童を保護する者が他にないこと。
- ・保護者より「リスク確認・保育申告書」（別紙）による保育利用の申入れがあること。

ただし、次に該当する施設では、保育を実施しない。

- ・大雨・洪水特別警報下で「河川浸水想定区域」又は「ため池浸水想定区域」の区域内にある施設
- ・高潮特別警報下で「高潮浸水想定区域」の区域内にある施設

2 避難に関する情報発表時（対象区域内に施設がある場合に限る）

(1) 『避難準備・高齢者等避難開始』

→ 保育を実施しない。

(2) 『避難勧告』

→ 保育を実施しない。

(3) 『避難指示（緊急）』

→ 保育を実施しない。

3 地震発生時

(1) 『震度5弱以下』

→ 保育を実施する。

(2) 『震度5強以上』

→ [内閣府基準による建物緊急点検](#)を実施し、その結果によって次のとおり対応する。

[使用不可と判定された場合]

保育を実施しない。

[使用可能と判定された場合]

非常時保育のみ実施する。

4 運用上の留意事項

- (1) 上記1から3までの対応（以下「上記対応」という。）は、保育を必要とする2号認定児童及び3号認定児童についての目安であり、1号認定児童については、上記1、2、3(2)の場合は全面休園とし、教育・保育は実施しない。
- (2) 施設に保育を実施、継続し難い現実の被害が生じている場合や交通途絶等により事実上運営不能となっている場合は、保育を実施しない。
- (3) 上記対応は目安であり、各施設の立地条件、建物設備の状況、ライフラインの状況、天候の変化、交通事情、職員の確保状況等を勘案した上で、その内容が児童の生命・安全確保に最善でないと判断した場合は、これによらないものとする。